

上宇川漁業協同組合遊漁規則の変更について

1 変更の概要

- ・アユ網漁具漁法の区域の変更
- ・別記様式に係る項目の削除

2 新旧対照表

変更前					変更後				
第1条～第2条（略）					第1条～第2条（略）				
<p>（遊漁の方法等）</p> <p>第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法によりウ欄の統数又は規模の範囲内において、エ欄の区域及びオ欄の期間中でなければならない。</p>					<p>（遊漁の方法等）</p> <p>第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法によりウ欄の統数又は規模の範囲内において、エ欄の区域及びオ欄の期間中でなければならない。</p>				
ア魚種	イ方法	ウ統数又は規模	エ区域	オ期間	ア魚種	イ方法	ウ統数又は規模	エ区域	オ期間
あゆ	釣漁具漁法 （竿釣、どぶ釣、素がけ）	1人1竿	小脇橋から鞍内橋まで	6月1日から9月30日までの期間内で、組合が定めて公表する期間内	あゆ	釣漁具漁法 （竿釣、どぶ釣、素がけ）	1人1竿	漁業権境界の標柱を結ぶ線から鞍内橋まで	6月1日から9月30日までの期間内で、組合が定めて公表する期間内
	釣漁具漁法 （竿釣、どぶ釣、素がけ）	釣漁具： 1人1竿 網漁具： 1人1統、 網目2.4cm以上、 40掛、長さ11m 以下	小脇橋から鞍内橋までを除く全区域			釣漁具： 1人1竿 網漁具： 1人1統、 網目2.4cm以上、 40掛、長さ11m 以下	漁業権境界の標柱を結ぶ線から鞍内橋までを除く全区域		
	水眼鏡、水視眼鏡、徒手					水眼鏡、水視眼鏡、徒手			
<p>2 前項の公表は、組合の掲示板及び第5条に規定する遊漁料の納付場所に掲示し、かつ、必要があるときは、京都新聞にこれを掲載するものとする。</p>					<p>2 前項の公表は、組合の掲示板及び第5条に規定する遊漁料の納付場所に掲示し、かつ、必要があるときは、京都新聞にこれを掲載するものとする。</p>				
第4条～第6条（略）					第4条～第6条（略）				
<p>（遊漁承認に関する事項）</p> <p>第7条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、<u>別記様式1の遊漁承認証</u>（以下「<u>遊漁承認証</u>」という。）を交付するものとする。</p> <p>2 組合は、漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。</p> <p>3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p> <p>4 遊漁承認証は、再発行しない。ただし、組合が特に認めた場合は、この限りではない。</p>					<p>（遊漁承認に関する事項）</p> <p>第7条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、<u>遊漁承認証</u>を交付するものとする。</p> <p>2 組合は、漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。</p> <p>3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p> <p>4 遊漁承認証は、再発行しない。ただし、組合が特に認めた場合は、この限りではない。</p>				
第8条（略）					第8条（略）				
<p>（漁場監視員）</p> <p>第9条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。</p>					<p>（漁場監視員）</p> <p>第9条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。</p>				

2 漁場監視員は別記様式2の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は標章を着けるものとする。

第10条～（略）

別記様式1 （略）

別記様式2 （略）

2 漁場監視員は漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は標章を着けるものとする。

第10条～（略）

別記様式1 削除

別記様式2 削除